

# 生徒指導に関する規程について

## ◎ 頭髪服装容儀規定の目的

服装・頭髪・容儀規定は、高校生の姿として社会が期待している一般的な価値観に基づき策定し、面接試験等における評価に耐えうる内容とする。また、制服は公のものであり、本校のイメージを作る大切なものである。私服とは違い、流行や個人の好みで着崩すことはできない。本校生が高校生としての品位と誇りをもち、行動できることを目的とする

### 1. 制服等について

[男子]

#### (1) 冬服

- ① 上着は学校指定の黒の詰襟学生服（校章付き）とする。左襟に組章（学年色）をつける。
- ② 上着の下は白長袖カッターシャツとする。インナーは白とする（色物・柄物は不可）。防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
- ③ スポーンは黒のスポーン（校章入り）とする。

#### (2) 夏服

- ① 黒のスポーン（校章入り）と白半袖シャツ（マーク入り）とする。左襟に組章をつける。
- ② インナーは白とする（色物・柄物は不可）。
- ③ 冷房による体調を考慮して、学校指定の白長袖シャツを着用することは許可する。

#### (3) 中間服

- ① 冬服・夏服、または黒のスポーン（校章入り）と白長袖シャツとする。左襟に組章をつける。インナーは白とする（色物・柄物は不可）。

#### (4) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

[女子]

#### (1) 冬服

- ① 上着は学校指定のセーター服とし（丈を折り曲げて短くしたりしない）、左襟に組章（学年色）、左胸ポケット中央部に校章をつける。
- ② 下は学校指定のスカートとし、長さは膝がかくれる程度とする。丈を短くしたり、ウエスト部分を折り返したりしない。
- ③ 上着の下に着用する防寒用のセーター・トレーナー類の規定については別項で定める。
- ④ タイツは黒色を着用する。

#### (2) 中間服、夏服

- ① 冷房等による体調管理を考慮して、上着は学校指定の半袖ブラウス、長袖セーター服のいずれも可とする。丈の折り曲げ禁止や、校章・組章のつけ方は冬服に準ずるものとする。
- ② スカートについても冬服に準ずる。
- ③ 下着は原則として白色とする（色物・柄物は不可）。

※（1）（2）いずれも、衿タイをつけ、結び目の位置を下げたりしないこと。

#### (3) 更衣について

年間を通して更衣については、体調等の状況に応じて各自で判断する。

### 2. 通学靴・靴下について

- (1) 通学靴は学校指定の運動靴（学年色）もしくは学校指定の黒革靴及び白を基調とした運動靴とする。
- (2) 靴下は男女とも白とする（ワポイントは可とするが、スニーカーソックス等は不可。長さは、くるぶし全体がしっかりと隠れるものとする）。

### 3. 防寒具類について

#### (1) コート・ジャンパー類

- ① コート・ジャンパー類の着用は認めない。ただし、単車・自転車通学生は、この限りでない。また、体調が悪いものについては学級担任に申し出た上で許可を得る。
- ② 女子のコートは学校指定のものだけを許可する。

#### (2) セーター・トレーナー類

- ① 派手でない色とし、制服の下からはみ出さないように着用する。ただし、学校指定のカーディガンやセーター服の上から着用してもよい。

#### (3) 手袋・マフラー類

- ① 手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用は許可する。脱靴場で着脱すること。
- ② 自転車・単車通学生のマフラー着用は安全面を考慮して不可とする。

#### (4) 着用期間については別途指示する。

#### 4. 靴・補助バッグについて

- (1) 靴は学生靴とする。中敷きを取り外すなどの改造したり、ステッカー・シール類を貼ったり、キホダ-類をたくさんつけることは許可しない。
- (2) 補助バッグの規定については、以下の通りとする。
  - ① 授業や特別活動に必要な物のうち、通学用靴に入らない物を入れるものとして、補助バッグの使用を認める。
  - ② 形状は部で指定したもの、リュック、スポーツバッグ、ボストンバッグとする。ポーチ、トートバッグ、紙袋、ビニール袋等は認めない。
  - ③ ベース（地）の色や柄・模様の色は派手でない色とする（赤、ピンク、紫、蛍光色等は禁止する）。
  - ④ 靴については各自の判断により、補助バッグのみの通学でも可とする。

#### 5. スリッパについて

- (1) 男女とも学校指定のスリッパとする。
- (2) 体育館での全体・学年集合の際は、特に指示が無い場合は各自持って集合し、底を合わせて右足元に置く。

#### 6. 頭髪について

- (1) 学校生活、学業に適した髪型であること。
- (2) 社会通念上通用する髪型であること。

#### 7. 異装許可について

- (1) 病気・けが等の理由で特別な配慮が必要な場合は、学級担任を経て異装の許可を得ることとする。

#### 8. 携帯電話等に関する校内規程について

##### (1) 校内持ち込み条件

- ① フィルタリングサービスに必ず加入・契約していること
- ② 校内では終日、使用を禁止する。  
※ただし、放課後等は保護者と連絡の場合のみ、指定の場所（自動販売機テント付近）と職員立ち会いの場所では使用可とする。
- ③ 校内へ入る前に電源を切り、靴や補助バッグの奥に入れる。
- ④ 携帯電話・スマートフォンの管理を徹底する。

##### (2) 上記（校内持ち込み条件）に違反した場合

- 1回目 …… 担任が厳重に注意・指導。その後、担任が保護者へ連絡して内容を伝える。
- 2回目 …… 保護者同席の下、校長説諭。
- 3回目 …… 特別指導。その後、本人・保護者との間で話し合いを持ち、携帯電話の所持について考えてもらう。

※ 回数に関係なく、指導後に反省文を書いて先生方を回り、生徒指導部へ提出

※ 授業・自習時間に使用した場合は、1回目にして特別指導とする。

##### (3) 校外所持の心得

- ① 公共交通機関の利用中（車内）、また、使用制限のあるところでは絶対に使用しない。
- ② 歩きながら、自転車に乗りながらの使用はしない。
- ③ 校外では周りに迷惑にならないような話し方・使い方に努め、マナーを守る。

##### (4) 確認事項

以上の条件・心得を遵守させ、保護者の責任の下、生徒が安全かつ適切に携帯電話・スマートフォンを使用できるよう、保護者は責任を持って学校と連携し見守りに努める。また、不適切な使用が認められた場合には、学校の指導に従うこととする。

## 9. 通学規程について

- (1) 列車およびバス通学をする者は車中でのマナーに留意する。
- (2) 自転車通学生の通学規定は次のとおりとする。
  - ① 通学の目的で自転車を使用する者は、自転車通学許可願に必要事項を記入し、許可証を受け指定のステッカーを自転車に貼らなければならない。したがって、自転車通学を希望する者は入学後、担任に申し出ること。なお、通学許可証は、許可後に担任を通じて配付する。
  - ② 自宅から駅まで自転車を使用する者も必ず許可を受ける。
  - ③ 通学距離は特に定めない。
  - ④ 自転車使用中は、道路交通法を厳守するとともに、車体（ブレーキ・ベル・ライト・反射板）の整備は常に怠らないこと。ドロップハンドル、アップハンドル等は禁止する。
  - ⑤ 自転車賠償責任保険に加入すること。
  - ⑥ 通学時にはヘルメットを着用すること。ヘルメットは SG 基準に適合した自転車用ヘルメットとする。
- (3) 単車（原付自転車）の受験許可、通学許可規程は次のとおりとする。
  - ① 必ず「単車受験許可願」と「単車通学許可願」を提出し、許可を受けなければならない。
  - ② 通学区間は、自宅一学校間、自宅一駅・バス亭間とする。
  - ③ 通学距離の目安は25km以内とし、通学時間の目安は1時間以内とする。
  - ④ 必ずヘルメットを着用し、指定プレートを付け、通学鞆は荷台に固定する。
  - ⑤ 単車は必ず任意保険に加入する。
  - ⑥ 単車は通学以外に使わないようにする。
  - ⑦ 単車の免許取得は長期休業中を原則とする。

## 3 校内生活心得など

- (1) SHRに不在の場合は遅刻とする。
  - ① 遅刻をした生徒には、その都度適切な指導をする。
  - ② 遅刻の回数が多い生徒に対しては、まずは担任が指導する。それでも改善が見られない場合は、どのような指導が適切か学年会・担任会などで話し合いをした後、必要に応じて「学年→生徒指導→管理職」の順で指導する。
- (2) 授業開始時・終了時等の挨拶を徹底する。

※ 原則、以下の手順で授業開始時・終了時に挨拶をする。

  - ① 委員長の「起立」の号令で、静かに起立する。
  - ② 椅子の左に立つ。
  - ③ 委員長の「姿勢」の号令で、教科担任の方へ体を向け、教科担任の顔を見る。
  - ④ 委員長の「礼」の号令で、「お願いします（ありがとうございました）。」と言う。
  - ⑤ 頭を下げて（全員でしっかりとそろえる）、再び教科担任の顔を見る。
  - ⑥ 教科担任が挨拶をした後、静かに着席をする。
- (3) 始業から放課後までの間は無断で校外に出ない。やむを得ず出るときは、担任（不在時は副担任）から必ず外出許可を受ける。
- (4) 飲食は定められた時間に、定められた場所で行う。食べ歩き・飲み歩きの者は指導する。
  - ① パンの販売時間 3限終了後と昼食時間
- (5) 自販機のカップ・パック・ペットボトル等は自販機横の回収箱へすてる（教室等のゴミ箱には捨てない）。
- (6) 上着の袖はまくらない。ただし、シャツは、きれいに折ってまくることは可。
- (7) 学校正門前の道路や私有地では、送迎車の乗降禁止。私有地の横切りも禁止。
- (8) 下校時に不審者が出没することがある。特に、女子生徒の一人歩きに注意する。
- (9) 盗難の未然防止に学年や学校全体で取り組む。

（貴重品袋は教室に置き、いつでも活用できるようにしておく）

  - ① 不必要なお金・貴重品は持ってこない。
  - ② 集金は早い時間に提出する。
  - ③ 体育時は貴重品袋を利用し、担任及び教科担任に預ける。
  - ④ その他の移動時は持つておく等で自己管理に努めさせる。

## 4 部活動に関する規程

### (1) 活動時間

|                           | 年 間   |       | 備 考        |
|---------------------------|-------|-------|------------|
|                           | 活動終了  | 校門を出る |            |
| 月～金                       | 18:30 | 19:00 |            |
| 土、日、祭日                    | 16:30 | 17:00 | 半日練習を原則とする |
| 時間延長が認められたとき<br>(夏期のみ月～金) | 19:00 | 19:30 |            |

※時間延長が認められるのは11月1日～2月28日を除く、大会1ヶ月前からで、部が希望する15日以内とする。

- (2) 「実力考査」は2日前より活動を中止する。ただし、考査終了から10日以内までに大会がある場合は、特別練習の手続きを顧問が行う。
- (3) 時間延長の練習許可の条件
- ① 大会1ヶ月前の15日以内とする。
  - ② 保護者の承諾をとる。
  - ③ 手続きし、会議室前に掲示する。
  - ④ 顧問がついて指導する。
- (4) 土・日・祝日の部活生登下校時の服装は、制服又は各部活動で揃えた服装とする。
- (5) 土・日・祝日に学校で自習する場合の注意事項
- ① 日直の方の指示に従う。
  - ② 「教室利用等利用届簿」に記入する。
  - ③ 自習のみの使用を許可する。
  - ④ 他の生徒に迷惑をかける。
  - ⑤ 特別教室は利用しない。
  - ⑥ 教室を独占しない。
  - ⑦ 外部から持ち込んだもの（弁当・飲み物の容器など）は必ず持ち帰る。
- (6) 部室の使用について
- ① 部室は、各部が責任をもって整理整頓に心がける。
  - ② 部活動以外には使用しない。したがって放課後だけ使用する。
  - ③ 部室の作業については、作業時間中には行わない。ただし、武道場および音楽室は、作業中に、割り当てられた部員で行う。
  - ④ 部室を使用しないときは、必ず施錠しておく。鍵は、体育科で保管する。
- (7) 大会出場資格
- ① 本校生徒会の部に所属し、日常継続的に練習していること。
  - ② 服装・容儀及び学習態度に問題がないこと。
  - ③ 遅刻・早退、欠席が少ないこと。
  - ④ 生徒指導上の指導措置を受けていないこと。特別指導措置を受けた場合は、その解除後1ヶ月以内の大会出場は認められない。
  - ⑤ 文化系部については、上記に準ずる。